

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 武蔵野市長職務代理者  
武蔵野市副市長 伊藤英穂

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月武蔵野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(介護休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、職員がその配偶者若しくは性別等（武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）第2条第1号の性別等をいう。以下同じ。）にかかわらず当該職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「配偶者等」という。）又は2親等内の親族（性別等にかかわらず当該職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の親族を含む。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下同じ。）を承認するものとする。</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、職員がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、パートナーシップ制度の相手方（武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）第2条第12号に規定するパートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付又は同号に規定するパートナーシップ制度と同等の制度であると市長が認める他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ制度の相手方であって、職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。）（以下「配偶者等」という。）又は2親等内の親族（届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はパートナーシップ制度の相手方の親族を含む。）で負傷、疾病又は老齢</p>	<p>字句の改正</p>

<p>2 から 4 まで (略)</p>	<p>により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p>	
----------------------	---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市パートナーシップ制度の導入等を踏まえ、所要の改正を行うものである。